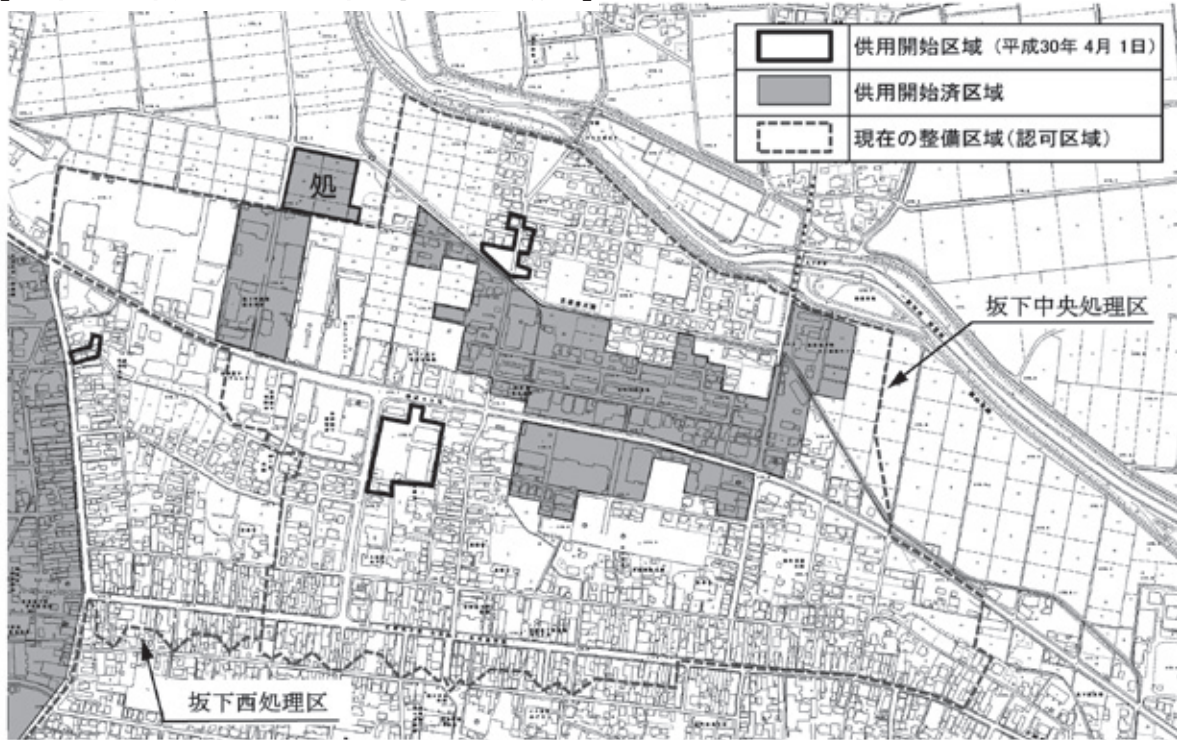


【坂下西・中央処理区 供用開始区域図】



合併処理浄化槽設置整備事業補助金について

町では、合併処理浄化槽を設置される方に対し、4月より平成30年度予算の範囲内で補助金を交付します。

▼対象とならない区域

- 公共下水道認可区域（下水道整備が当分見込まれない場合は除く）
- 農業集落排水施設整備事業実施区域

▼補助対象の要件

- 単独処理浄化槽およびくみ取り便槽からの転換
- 住宅用途の浄化槽（併用住宅は、住宅部分の延床面積が1／2以上のものに限る）

▼平成30年度合併処理浄化槽補助金交付額

【増改築する場合】

建物の延面積	浄化槽の規模	金額
130㎡以下	5人槽	352,000円
130㎡を超える	7人槽	441,000円
2世帯住宅	10人槽	588,000円

【新築する場合】

建物の延面積	浄化槽の規模	金額
130㎡以下	5人槽	177,000円
130㎡を超える	7人槽	220,000円
2世帯住宅	10人槽	294,000円

▼単独処理浄化槽およびくみ取り便槽撤去費用

単独処理浄化槽、くみ取り便槽撤去費用の補助については、上記の本体工事費の補助に上乗せしての交付となります。

○切り替えの要件

単独処理浄化槽からの切り替え	45,000円
くみ取り便槽からの切り替え	30,000円

※要件により該当しない場合もあります。詳しくはお問い合わせください。

下水道 (公共下水道・農業集落排水施設) への接続をお願いします!

会津坂下町では、生活環境の改善や公共用水域の水質保全を図るため、公共下水道事業および農業集落排水施設整備事業、合併処理浄化槽設置整備事業を行っています。

公共下水道、農業集落排水施設の供用開始区域内にお住まいの皆さまは、下水道の役割をご理解いただき、早期の接続をお願いします。

公共下水道事業は、現在坂下東・西・中央処理区の管渠整備を実施しています。下記の区域について平成30年4月より供用開始となります。

【坂下東処理区】(下図) … 新たに供用開始となった区域はありません。

【坂下西処理区】(右図) … 新たに字市中新町甲および字館ノ下の一部が供用開始となります。

【坂下中央処理区】(右図) … 新たに字四十石、字館ノ下の一部が供用開始となります。

【坂下東処理区 供用開始区域図】



◎下水道への接続 (排水設備工事) は町の公認指定業者が実施します。

町では、排水設備を安心して設置していただけるよう「会津坂下町排水設備工事指定業者制度」を定めています。指定業者は、法律や条令で定められている基準に合った排水設備を設置するために必要な技術を習得しているとともに、工事に必要な書類の作成や諸手続きについて申請者をサポートしており、町が指導と監督を行っています。

国民健康保険に加入されている皆さまへ 交通事故などによるケガや病気は、必ず届出を！

交通事故など第三者行為によるケガや病気で医療機関を受診する場合に国保の保険証を使用して医療を受けることもできます。国保の保険証を使用した場合、届け出の義務がありますので、すみやかに国保の窓口まで届け出てください。

届出の必要のあるケガや病気とは

⇒他人の行動が原因となったケガや病気です！！

お互いに過失がある場合、加害者が親族や不明である場合も該当します。

【対象となる主な例】

- ①交通事故によりケガをした。
- ②スポーツ中の事故（相手の行為によりけがをした）
- ③飲食店などでの食事が原因で食中毒になった。
- ④他人のペットに噛まれたためにケガをした。
- ⑤暴力、けんかにより発生したケガ・病気。



ただし、通勤中や工作中的の事故によるケガは、
国保の保険証は使用できません！（労働保険の対象となります。）

【ご注意ください】

- ①他人の行動が原因となってケガをしたり、病気になった場合は、『第三者行為によるケガ（病気）』で受診します』と必ず病院の窓口で伝えてください。
- ②相手方との示談が成立していたり、相手から治療費を受け取ると保険証を利用することはできません。示談の前に国保の窓口へご相談ください。
- ③加害者の氏名や連絡先・勤務先などを確認し、交通事故の場合は警察にも通報しましょう。（警察署からの交通事故証明書が必要となります。）

平成 29 年度国保税の最後の納期は、2月末です。
納め忘れのある方は、早めに納付しましょう。
(未納がある場合には、各種サービスが受けられなくなったり、
窓口での負担が大きくなる可能性があります。)

地域でサロンを始めませんか

介護予防事業の一環として、町と社会福祉協議会で高齢者向けのサロン活動を支援します。

○サロンとは

地域のなかで、住民同士が協働で企画し、ともに運営していく楽しい活動の場です。

高齢者が健康を保つには、自宅にこもらずに、外出して誰かと会話するといった何気ない日常の活動が重要です。サロンに参加して、そうした日常の活動を近所の友人と一緒に続けていきましょう。

○サロンでどのような活動をするか

サロンではさまざまな活動が可能です。自らが得意なことを教える講座を開催したり、お茶を飲みながら世間話をしたり、生きがいや役割を持つ魅力ある活動ができます。さらにサロン活動に軽い運動や体操を取り入れると、より介護予防の効果がでます。普段は運動の機会がない方も、皆と一緒に楽しみながら続けられます。



○サロンの立ち上げを支援します

町から委託している生活支援コーディネーターの鈴木葉子さんが、サロンの立ち上げを支援します。皆で活動する場を作りたいと考えている方や、介護予防に取り組みたい方は、下記の連絡先までお問い合わせください。

※「生活支援コーディネーター」とは、サロンの立ち上げなどの地域の支え合いを推進する人です。

○支援内容

- ・ 設立に関する相談
- ・ 設立時の経費を補助（補助額に上限あり）
- ・ 活動内容のプログラムの相談
- ・ 介護予防運動や口腔ケアの講師紹介

※支援内容の詳細は社会福祉協議会にお問い合わせください。

連絡先 会津坂下町社会福祉協議会 ☎83-1368

私がお手伝い
します！



生活支援コーディネーター
すずき ようこ
鈴木 葉子

住宅にお困りの方を対象に、町営住宅の入居者を募集します

▼募集住宅の区分 ☆既存空き家住宅 5戸

【募集住宅】

団地名 / 住宅棟	住 所	住宅の構造	タイプ	家賃(月額)	学 区
古町川尻団地 2号棟 211号室 (3階)	字古町川尻 426 (緑町)	昭52年度建築 鉄筋コンクリート造4階建 エレベーターなし	3DK	12,700～ 25,000円	幼稚園 / 坂下東幼稚園
古町川尻団地 4号棟 136号室 (2階)		昭54年度建築 鉄筋コンクリート造4階建 エレベーターなし	3DK	14,800～ 29,100円	
古町川尻団地 6号棟 255号室 (4階)	字古町川尻 355 (茶屋町)	昭57年度建築 鉄筋コンクリート造4階建 エレベーターなし	3DK	14,800～ 29,000円	坂下東小学校
中岩田南団地 6号棟 102号室	字中岩田 10 (新町)	平15年度建築 木造2階建	3DK	20,700～ 40,700円	幼稚園 / 坂下南幼稚園
中岩田南団地 8号棟 202号室 (2階)		平22年度建築 鉄筋コンクリート造3階建 エレベーター付き	2DK	19,000～ 37,400円	小学校 / 坂下南小学校

【入居要件】●古町川尻団地

・駐車場がありませんので、車を所有している方は民間駐車場を借りることを条件とします。

●中岩田南団地

- ・駐車場（1台分）を設置してあります。（月額2,500円）
- ・浴槽・給湯器等の別途リース料がかかります。（月額1,620～2,808円）
- ・原則単身者のみの入居の申し込みはできません。

【その他】●今後の退去状況等により、募集戸数が増加する場合があります。

※いずれの住宅も、家賃は収入により異なります。

▼入居予定時期 平成30年5月頃

▼入居資格 次の(1)～(7)すべて満たす事が条件です。

- (1)現に住宅に困窮していることが明らかなこと。
- (2)地方税および上下水道使用料などを滞納していないこと。
- (3)過去において公営住宅に入居していた方およびその配偶者が入居する場合は、過去の家賃を滞納していないこと。
- (4)世帯の収入が、公営住宅法により定められた収入額以下であること。(原則 月収158,000円未満)
- (5)入居しようとする者が暴力団員など反社会的勢力に該当しないこと。
- (6)単身入居(中岩田南団地を除く)の場合は、次のいずれかに該当すること。
 - ①年齢が60歳以上であること。
 - ②身体障害者手帳(1～4級)所持者
 - ③精神障害者手帳(1～2級)所持者
 - ④知的障がい者(精神障がいに相当する程度)
 - ⑤戦傷病者手帳(特別項症～第一款症)所持者
 - ⑥原子爆弾被爆者(厚生労働大臣の認定を受けた方)
 - ⑦生活保護法に基づく被保護者など
- (7)その他
 - ①団地内のルールを守り、お互いに協力して円滑な共同生活ができる方

②家賃の支払など契約条項を遵守できる方

▼申し込み方法【申し込みに必要な書類】

- 町営住宅入居申込書(建設課都市土木班にあります。)
- 住民票謄本(市町村の戸籍窓口で交付)
 - *入居者全員の本籍・続柄・世帯主が記載されているもの
 - *別居扶養親族がいる場合はその方の分も必要です。
- 所得を証明できる書類(所得証明書など)
 - *18歳以上の入居者全員。所得のない方も必要です。ただし、高校生・大学生は学生証の写し
 - *18歳未満の方でも収入のある方は所得証明書が必要です。
- 納税証明書(市町村の税務窓口で交付)
 - *他市町村に住所がある方は、当該年度および過去2か年分の納税証明書が必要です。
- 婚約証明書(婚約中の方が申し込む場合)
- 現在お住まいのアパートの賃貸借契約書写し
- 入居の際は連帯保証人が1名必要です。

▼受付期間

3月26日(月)～4月16日(月)
土・日を除く午前8時30分～午後5時15分まで